

○厚生労働省告示第百五十一号
 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第十八条の規定に基づき、准看護師試験基
 準（平成十二年厚生省告示第百三十六号）の一部を次の表のように改正し、令和五年四月一日から適
 用する。

令和四年十二月八日

厚生労働大臣 加藤 勝信
(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>1 准看護師試験の問題数は、百五十とし、保健師助産師看護師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十四号）第二十三条に掲げる科目ごとの問題数は、それぞれ次の各号に定めるところによる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 栄養 三</p> <p>三 薬理 四</p> <p>四 疾病の成り立ち 八</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>五・六 (略)</p> <p>七 基礎看護 四十八</p> <p>八・十一 (略)</p> <p>2 〃 4 (略)</p>	<p>1 准看護師試験の問題数は、百五十とし、保健師助産師看護師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十四号）第二十三条に掲げる科目ごとの問題数は、それぞれ次の各号に定めるところによる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 食生活と栄養 三</p> <p>三 薬物と看護 三</p> <p>四 疾病の成り立ち 六</p> <p>五 感染と予防 三</p> <p>六 看護と倫理 二</p> <p>七 患者の心理 三</p> <p>八・九 (略)</p> <p>十 基礎看護 四十三</p> <p>十一 〃 四 (略)</p> <p>2 〃 4 (略)</p>